

	質問の要旨	回答
1	<p>募集要項内のP12選定基準における「3.整備計画内容⑥利用料金の設定」に関して、生活保護の基準で利用できる額とはいくらか。</p>	<p>平成30年4月1日付生活保護基準額を用いて、「生活扶助額」・「住宅扶助額」の合計である「111,630円」を生活保護の基準で利用できる金額として評価します。 なお、認知症高齢者グループホーム利用時の「介護報酬分」および「実費徴収分」についてはこの金額に含みません。</p>
2	<p>募集要項内のP2 2.募集内容における「(6)事業所内設備に関する留意事項」において、「1ユニットに3個以上のトイレを確保すること(内、車いす対応トイレは2個以上確保)」が要件になっているが、既存事業所のユニット増の場合についても同様に必要か。</p>	<p>ユニット増を希望する場合、ユニット増を行ったユニットは3個以上のトイレを(内、車いす対応トイレを2個以上)確保していただく必要があります。 また、ユニット内の定員増を希望する場合についても、上記と同様の取り扱いとなります。</p>